

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2023 年 4 月 17 日

「ベトナム国港湾技術基準策定・普及支援プロジェクト」

(公示日:2023 年 4 月 5 日/調達管理番号:22a00990)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.6 (3)日程6、7 プレゼンテーション及び評価結果通知日の変更	(JICA からのご連絡) ベトナム政府の都合によりプレゼンテーションへの JICA 側の参加者の予定変更が生じたため、プレゼンテーションの日程を変更いたします。それにとともに、評価結果の通知日を変更いたします。ご迷惑をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。	プレゼンテーション 【変更前】2023 年 5 月 10 日 15:00 から 17:00 【変更後】2023 年 5 月 15 日 16:00 から 18:00 評価結果の通知日 【変更前】2023 年 5 月 16 日 【変更後】2023 年 5 月 18 日
2	同上 契約担当者メールアドレス	—	メールアドレスに誤りがありましたので修正致します。 誤: Yohida.Kiyoshi2@jica.go.jp 正: Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp
3	企画競争説明書 p.8~9 第6条(1) 国土交通省による協力事業からの引継ぎと相違点	「国交省・国総研にも適宜本事業への協力を得て進めることが肝要である」とありますが、具体的にどのような協力を想定しているのでしょうか。また、協力を得るために貴機構からのご支援を頂けるのでしょうか。	現時点で、具体的にどの場面に入って頂くか、という決まった予定はないものの、技術的な観点、特に ITST との検討といった場面で、過去の知見も踏まえ引き続き議論に入って頂くことを想定してます。国交省・国総研ともに JCC へのオブザーバー参加を想定してます。協力を得るために弊機構も支援致します。
4	企画競争説明書 p.8~9 第6条(3) ASEAN 加盟国へのプロジェクトの経験を共有	「ASEAN 諸国に共有するためのセミナーを検討する」とありますが、文字どおり検討だけに留まり開催に至らなくてもよいのでしょうか。p.12 活動 4-5 で「セミナーを開催する」との記載があり、これとの整合についてどの	紛らわしい表現で申し訳ありません。 「セミナー実施する。」と訂正します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		ように考えたらよいでしょうか。	
5	企画競争説明書 p.10 第6条(5)C/P のオーナーシップの確保	「如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である」とありますが、本プロジェクトの実施に当たり、C/P が適切な人数と能力を持つ技術者、管理者を配置するものと考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	企画競争説明書 p.11 (7) 各成果に係る活動 1) 「成果 1: 港湾技術管理能力が向上する」に係る活動 活動 1-4	「ベトナムの港湾開発に適用される技術基準のサンプルを収集する。」とありますが、技術基準のサンプルの意味は他国の事例のことでしょうか？	ご理解の通り国外の事例の事です。
7	企画競争説明書 p.11 (7) 各成果に係る活動 1) 「成果 1: 港湾技術管理能力が向上する」に係る活動 活動 1-8	「新旧の港湾技術基準の技術的/経済的影響を分析し、比較する。」とありますが、新旧の技術基準とは、具体的に何を指すのでしょうか？ 活動 2-1 の設計要件の新旧ということでしょうか？ 技術的/経済的影響とは具体的にどのようなことを求められているのでしょうか？	本事業では既に TCVN 化されている基準の一部改訂も行います。その場合は既存基準(旧)と改定後基準(新)の比較となります
8	企画競争説明書 p.11~12 (7) 各成果に係る活動 2) 「成果 2: 港湾技術基準が策定される」に係る活動 活動 2-2	「「設計要件- <u>負荷と衝撃</u> 」をレビューし改訂する。」とありますが、負荷と衝撃とは「荷重と作用」のことではないでしょうか？	大変失礼しました。ご理解の通り「荷重と作用」です (loads and impact)。
9	企画競争説明書 p.11~12 (7) 各成果に係る活動 2) 「成果 2: 港湾技術基準が策定される」に係る活動	「「設計要件- <u>航路と港湾</u> 」の技術基準案を作成する。」とありますが、港湾とは「泊地」のことではないでしょうか？	こちらも大変失礼しました。ご指摘の通り「泊地」です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	活動 2-3		
10	企画競争説明書 p.11～12 (7) 各成果に係る活動 2) 「成果 2: 港湾技術基準が策定される」に係る活動 活動 2-4	「設計要件-船渠、閘門、斜路及び造船所」の技術基準案を作成する。」とありますが、造船所はいろいろな施設の総称であり、個別施設名を書くか削除すべきではないでしょうか？	詳細計画策定調査報告書の記載の通りですが、基本的に造船ドックの構造物部分を対象とする想定です。ただし、造船ドックは日本港湾技術基準には含まれていないため、インプットの仕方は工夫しつつ進めて行く必要があると認識しています。表記が現行のもので良いかは検討致します。
11	企画競争説明書 p.11～12 (7) 各成果に係る活動 2) 「成果 2: 港湾技術基準が策定される」に係る活動 活動 2-5	「設計要件-その他の港湾施設」とありますが、具体的に想定される港湾施設は何でしょうか。また、技術基準案を策定するその他の港湾施設の数ほどの程度を想定していますでしょうか。	こちらも詳細計画策定調査報告書の通りですが、ベトナム基準ではカバーされていない補完的な港湾施設や特殊な港湾構造物を対象とすることで先方と一致しています。対象としては係留施設の特殊構造物(特殊な矢板構造、浮体式係留施設等)、補完施設(防舷材、ボラード)、LNG 関係パイプライン等が想定されていますが、今後要最終化していく事項です。対象施設数は未定です。
12	企画競争説明書 p.11～12 (7) 各成果に係る活動 3) 「成果 3: 港湾技術基準のためのマニュアルが策定される」に係る活動 活動 3-5	「港湾施設の設計事例集」と「港湾施設維持管理マニュアル」を更新する。」とありますが、プロジェクト期間(4年)内に作成した初稿を更新することはないと考えます。設計事例は普遍的なものであり、維持管理マニュアルは長期に使用できるものを策定するものと考えます。	「初稿」という表現がわかりにくいかと思いますが、「ドラフト(原稿)」とご理解ください。活動 3-5 はそれを最終化する作業です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
13	企画競争説明書 p.11～12 (7) 各成果に係る活動 4) 「成果 4: 港湾技術基準とマニュアルが普及する」に係る活動 活動 4-2	「 <u>モデル事業において、策定された「港湾技術基準」および関連マニュアルを活用し、港湾施設の計画設計や既存施設の維持管理状況を検証する。</u> 」とありますが、モデル事業は「これから適宜選定し」ということでしょうか？ その事業の計画設計の検証とはどのようなことを想定しているのでしょうか？	モデル事業についてはご理解の通り、「これから適宜選定」していくものです。 「計画設計の検証」ですが、策定された技術基準と照らし合わせ、基準に即した設計がなされているか等を確認していく作業となります。
14	企画競争説明書 p.11～12 (7) 各成果に係る活動 4) 「成果 4: 港湾技術基準とマニュアルが普及する」に係る活動 活動 4-4	「 <u>「港湾技術基準」の適用結果をモニターし分析する。</u> 」とありますが、モニターは長期間行わなければ課題が明確にならないため、プロジェクト期間(4年)内に分析することは難しいと考えますがいかがでしょうか。	ご指摘の通りモニター・分析にはある程度の時間をかけるべきと考えます。他方で、本事業開始までにTCVN化された基準等適用結果をモニター出来る部分もあるかと思しますので、それらを対象とすることを意図しています。
15	企画競争説明書 p.13 第 8 条 報告書等 (1) 報告書	「提出期限は、第 1 期の業務進捗報告書については <u>2025 年 6 月 30 日</u> 」とありますが、p.1 の第 1 章 3. (4) において、契約履行期間の分割案について異なった分割案を提示することを認めているため、その場合には上記の提出期限と異なるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、全体履行期間等については R/D 等との調整が必要となる場合もありますのでご理解ください。
16	企画競争説明書 p.13～14 第 8 条 報告書等 (1) 報告書 表	第 2 期の業務開始から約 3 ヶ月後に、「Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.1”」を提出することになっていますが、第 1 期の最後に作成・更新したバージョンとは異なるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通り、異なります(結果的に、内容が変更無しとなる可能性はあり得ます)。
17	企画競争説明書 p.14～15 第 8 条 報告書等	「写真を撮影し、提出する」とありますが、提出の時期や方法についてどのように想定していますでしょうか。	最終成果品と同時にご提出ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	(4) 写真		
18	企画競争説明書 p.18 2. (3) 現地再委託	再委託先として「現地法人(ローカルコンサルタント等)」とありますが、ITST への再委託は可能でしょうか。	現在、ITST(ベトナム交通科学技術研究所)との利害関係は確認されておりませんので、再委託は可能です。但し、利害関係が確認された場合は不可となります。
19	企画競争説明書 p.20~21 4. (4) 定額計上について 表	表中1 現地セミナー開催費の金額に含まれる範囲「費用一式」について、日本の研究者等をセミナー講師として依頼し現地に渡航する場合の旅費や交通費は含まれますか。	ご理解のとおり含まれます。

以上